

令和6年 多賀町議会6月第2回定例会会議録

令和6年6月4日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻君	6番	川岸	真喜君
2番	一之瀬	浩治君	7番	富永	勉君
3番	大谷	重温君	8番	山口	久男君
4番	近藤	勇君	9番	神細工	宗宏君
5番	木下	茂樹君	10番	菅森	照雄君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保久良君	産業環境課長	野村博君
教育長	山中健一君	地域整備課長	飯尾俊一君
会計管理者	岡田伊久人君	学校教育課長	伊東瑞江君
企画課長	藤本一之君	教育総務課長	谷川嘉崇君
総務課長	本多正浩君	生涯学習課長	竹田幸司君
税務住民課長	小菅俊二君	監査委員	寺西久和君
福祉保健課長	林優子君		

◎議会事務局

事務局長	大岡まゆみ	書記	渡邊美和
------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定（6月4日～19日 16日間）
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	総務常任委員長報告
日程第6	産業建設常任委員長報告
日程第7	同意第37号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	承認第38号 専決処分事項の承認を求めることについて

		(多賀町税条例の一部を改正する条例)
日程第9	承認第39号	専決処分事項の承認を求めることについて
		(多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第10	承認第40号	専決処分事項の承認を求めることについて
		(令和5年度多賀町一般会計補正予算(第11号))
日程第11	承認第41号	専決処分事項の承認を求めることについて
		(令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
日程第12	承認第42号	専決処分事項の承認を求めることについて
		(令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))
日程第13	承認第43号	専決処分事項の承認を求めることについて
		(令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号))
日程第14	報告第44号	令和5年度繰越明許費繰越計算書について
		(多賀町一般会計)
日程第15	報告第45号	令和5年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第16	議案第46号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第47号	多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第48号	多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第49号	多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第50号	多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効

		果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第51号	多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第52号	令和6年度多賀町一般会計補正予算（第2号）について
日程第23	議案第53号	令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第54号	令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年6月第2回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(菅森照雄君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案1件、承認案6件、報告案2件、議案9件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 大谷 重 温 議員 4番 近 藤 勇 議員
を指名いたします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月24日開催の議会運営委員会において、本日6月4日から19日までの16日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの16日間に決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の3点について報告いたします。

第1点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情1件を受理しました。

第2点目は、1月、2月、3月、4月に実施された出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおり、報告がありました。

第3点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和6年第2回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る4月24日、人口戦略会議が報告書として「地方自治体 持続可能性分析レポート」を公表しました。この報告では、前回の10年前、多賀町は消滅可能性自治体として警鐘を鳴らされましたが、今回の報告では、消滅可能性自治体からは脱却をしたとの分析がされたところであります。

この間、行政としては、子育て支援の強化や定住対策をはじめ、多賀町の特性を生かした「キラリとひかるまちづくり」に継続的に取り組むとともに、民間による宅地造成が進んだことから、若い世代を中心とした転入が増加し、人口減少に一定の歯止めがかかったことが要因と考えております。

しかしながら、今後はこの傾向が安定的に継続することはないだろうと考えておりますし、この結果に甘んじることなく、10年、15年先の多賀町のまちづくりを考え、さらに取組を充実強化させなければならないと決意を新たにしているところでございます。

そのことを踏まえ、私自身の第5期目のスタートとして、まずは行政内部において、ハード面、ソフト面の両面から、多賀町の将来のまちづくりに向けた課題の洗い出しと素案を取りまとめるよう指示を出したところであります。今後、都度議員の皆様はじめ、関係各位のご意見をお伺いしながら、多賀町のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

後になりましたが、この4月30日をもって小菅俊二副町長が退任となりました。小菅氏におかれましては、平成24年5月より3期12年の長きにわたり副町長の重責を果たしていただき、多賀町の発展、福祉の暮らしの向上のために格段のご尽力を頂きました。改めて感謝の意を表したいと存じます。本当にありがとうございました。

それでは、議案の説明と行政の状況をご報告させていただきます。

今回、本定例会に提出をいたしました議案は、令和6年度一般会計補正予算案をはじめ、合わせて18件でございます。

いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議を頂き、適切にご決議賜りますようお願い申し上げます。

それでは初めに、現時点での令和5年度一般会計決算見込みについてご報告いたします。詳しくは9月定例会に決算として提出しご説明いたしますので、現時点での見込みについて申し上げます。

令和5年度一般会計の歳入決算見込額は約65億1,400万円、歳出決算見込みは

約 6 1 億 9, 9 0 0 万円となる見込みであります。歳入歳出差引、約 3 億 1, 5 0 0 万円となり、うち令和 6 年度に繰り越すべき一般財源約 4, 8 0 0 万円を除きますと、実質収支は約 2 億 6, 7 0 0 万円となる見込みであります。

次に、各所管での取組であります。

企画課所管では、令和 5 年度から繰り越して施工しております（仮称）結いの森公園整備工事につきましては、現在、最終工程に入っており、6 月中の完了を目指し、工事を進めております。なお、開園日が決定次第、町民の皆様には回覧やホームページ等で速やかにお知らせさせていただきます。

次に、税務住民課所管では、福祉医療費助成について、令和 6 年 4 月より高校生世代の医療費の無料化を開始し、精神障害者手帳 1 級の方、一部 2 級所持の方も助成対象といたしました。対象者は、高校生世代 2 0 3 人、障がいの方 4 人となっております。

また、後期高齢者に対する健康診査につきましては、令和 6 年度からこれまで対象外であった検査歴のある被保険者も対象としました。前年度の 3 2 3 人から 1, 3 1 3 人と対象者を拡大し、さらなる健康増進に努めてまいります。

また、物価高騰対策として、税制改正された個人住民税の定額減税については、6 月から実施し、税額を控除しきれなかった方に対する調整給付についても順次実施してまいります。

次に、福祉保健課所管の障がい福祉におきましては、かねてから要望がありました障がい者グループホームが、社会福祉法人杉の子会により八重練地先にて杉の子ホームすくすくとして 5 月末に完成しました。このグループホームは定員 5 名の男性棟であり、短期入所につきましては男女ともに利用可能であります。6 月からサービスを開始し、地域との交流を行いながら、地域に開かれた施設となるよう、行政とともに連携を図ってまいります。また、国の制度による物価高騰対応では、低所得者世帯および子育て世帯への特別給付金につきましては、5 月末に給付を完了し、今後も国の制度に合わせて適時適切に実施してまいります。

次に、産業環境課所管では、農業関係では、農業者の高齢化や離農が進む中、各集落において農地の利用をどのようにしていくのか考える地域計画の策定に取り組んでいたいております。話し合いの中では、集落に担い手がない、担い手がいても高齢で 1 0 年後を見据えることができないなど切実な声をお聞きし、改めて危機感を認識した次第であります。このような状況ではありますが、多賀町の魅力の 1 つでもあります自然、美しい農地を守っていくとともに、農業経営が継続できるよう、仕組みづくりをしっかりと進めていかなければならないと思っております。

獣害防止対策では、川相周辺に生息するニホンザルの個体数調整として全頭捕獲を計画しており、5 月末から 6 月末にかけて 1 回目の捕獲をし、全頭捕獲に至らなかった場合には、来年 1 月以降に 2 回目の捕獲を実施する予定であります。

なお、湖東地域全体でユニット単位としてニホンザルの管理方針を定めることで、よ

り速やかに対応できることとなりましたので、関係自治体とも連携を図り、順次捕獲を進め、地域の皆様が安心して過ごせるよう努めてまいります。

地域整備課所管では、多賀スマートインターチェンジ事業上り線の工事におきまして、現在、高速道路本線から県道佐目敏満寺線までの区間の本体盛土工事が進捗しており、徐々にアクセス道路の線形が見えるようになりました。あわせて、国道307号の敏満寺南交差点までの区間につきましても、県道整備が順調に進んでおります。早期の供用開始に向け、関係機関とともに着実に事業を進めてまいります。

最後に、教育委員会所管であります。初めに、教育総務課、学校教育課所管であります。各小学校、中学校では、4月より新しい体制の中で、全教職員がそれぞれの学校の教育方針を共通理解し、目標の実現に向けた取組をスタートしました。

また、今年度の修学旅行につきましては、小学校は奈良と兵庫を活動場所として歴史学習と職業体験学習に取り組みます。多賀小では5月23から24日に無事終わることができ、大滝小学校は9月に、多賀中学校も9月に、場所としては広島、大阪方面に2泊3日で実施をする予定であります。

多賀中学校におきましては、今年度より新たにロボットプログラミング学習に取り組んでおります。ロボットプログラミング学習は、タブレットを用いてプログラミングを組み、ロボットにそのデータを送信して、自分が考えたとおりにロボットを動かすもので、子どもたちは楽しみながらプログラミングを学んでおります。今後もデジタル時代に合わせた教育を積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

就学前教育では、本年4月から町内全ての保育園、こども園におきまして、給食業務の委託化を開始しました。多賀ささゆり保育園では、5歳児、4歳児の希望する保護者を対象に給食を喫食してもらう機会がありました。多くの保護者からおいしいとの感想を頂いております。また、主食でありますご飯の提供も併せて開始し、保護者の負担軽減にもつながり、衛生面におきましても改善が図れたものと考えております。引き続き、安心で安全な給食の安定供給に努めてまいります。

生涯学習課所管では、来年度、滋賀県で国スポ・障スポ2025が開催されることから、多賀町ではデモンストレーションとしてモルックの開催を予定しているところであります。今から住民の皆さんの機運を醸成していくため、スポーツ推進委員をはじめ、関係者と連携し、月イチモルックや町民モルック大会の実施だけでなく、普及啓発を行い、多賀町を全国に発信できるよう努めてまいります。

博物館では、3月2日より4月7日にわたり、企画展「多賀のワニ化石とその仲間たち」を開催しました。イベント中は県外の方も含め1,500人を超える方々にご観覧いただき、関連イベントと併せて盛況な企画展となりました。今後も多賀の自然や歴史文化に焦点を当て、様々な事業に取り組んでまいります。

図書館では、5月11日、開館からの累計貸出し冊数400万冊を達成しました。今後も、暮らしの中に役立つ図書館を目指し、町民の皆さんの身近な生活の課題に答えら

れる資料の収集と興味関心を持っていただける情報発信を行い、利用者とのコミュニケーションを大切にしたい図書館運営に努めてまいります。

以上、6月議会定例会の開会に当たり、行政の近況について申し上げさせていただきました。

なお、本日提案をさせていただきます議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、ご説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） これで行政報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

4番、近藤勇総務常任委員長。

〔総務常任委員長 近藤勇君 登壇〕

○総務常任委員長（近藤勇君） それでは、ただいま議長の方から話がございました。閉会中の総務常任委員会の調査結果について報告をさせていただきます。

閉会中におけます総務常任委員会、5月8日午前9時から、委員全員と執行者側より町長、教育長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長ならびに同参事の出席を求め、委員会を開催いたしました。会議規則第77条の規定によりまして、報告をさせていただきます。

今回の調査では、教育委員会所管の事務調査として、今年度の教育行政方針、教育委員会所管事業の概要についての説明を求め、質疑応答を行ったところでございます。

その後、現地調査といたしまして、多賀町中学校の視察ならびにただいま町長から話もございましたが、2025年、滋賀県において開催されます国民スポーツ大会でのデモンストラーションスポーツのモルックを体験させていただきました。

最初に、今年度の教育行政方針について説明を頂き、質疑を行いました。教育長から教育行政方針として「未来にはばたく、心豊かでたくましい人づくり」を教育基本目標として、保育園、こども園、小学校、中学校が連携を図り、知、徳、体の「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に向けた取組を進めていると説明がありました。

教育総務課、学校教育課所管事業として、1点目に就学前教育（保育園、こども園）の入所状況でございますが、働き方改革、人材確保、給食業務の委託化等について、各園の状況説明を受けたところでございます。

2点目に、子育て支援事業である子ども・家庭応援センターにおける業務としての児童虐待防止と対応、子育て支援、発達支援、不登校支援の状況ならびに放課後児童クラブの運営、第3子以降の給食費の無償化事業と、保育園、こども園給食におけるご飯の提供等について説明を受けました。

3点目は、学校教育・教育振興として、教育委員会の運営事業、教育推進・教育振興事業、GIGAスクール構想の推進、小学校運営管理事業、中学校管理運営事業等について説明を受けたところでございます。生涯学習課の生涯学習推進事業として、人権教育に関する事業、青少年育成に関する事業、地域力の推進に関する事業、家庭教育支援に関する事業、社会教育・生涯学習に関する事業、文化活動の推進に関する事業、多賀中央公民館（多賀結いの森）の利用促進事業、生涯スポーツ関連事業等について説明を受けました。

引き続き、質疑応答に入りました。

委員から、待機児童の件で、施設は整っているが、保育士が確保できていないことから待機児童が発生しているという認識でいいのかという質問に対しまして、そのとおりですとの答弁がございました。

委員から、ヤングケアラーの状況は、放課後児童クラブの受入れ状況はということで、また、あわせて、中学校の帰宅時の通学バスの利用者が少なく、タクシーに変更した方が経費の抑制になるのではないかとこの質問に対し、ヤングケアラーとしての把握している児童生徒はおりません。次に、放課後児童クラブの定員は大体200名程度であるが、現在157名を受け入れています。また、最後の通学バスの利用者の件ですが、いつもなのか、またはたまたまなのかの状況の把握に努め、今後検討していくと答弁がございました。

委員から、海外の学校との交流についての質問に対し、ニュージーランド研修のことと思うが、新型コロナウイルスの蔓延により、ここ何年か実施していない。また、物価が不安定なことから、業者の見積りが取れなく、検討はしたが、今年度については見送ることとした旨、答弁がございました。

委員から、外国語教育のシャハさん、この方のレベルはどの程度なものなのかの質問に対し、学校で聞く限り、子どもとの関係性もよく、語学の力も伸びて英語が好きになった子どもが多くなったということで、今後も継続してほしいと学校側からもお願いされていると答弁がございました。

続きまして、現地研修としての多賀中学校で、山本校長からパワーポイントを活用して学校の方針等の説明を受け、教頭の案内で各学年の授業状況を視察をいたしました。

引き続き、質疑応答に入りました。

委員から、授業についていけない子どももいると思うが、そのような生徒への対応はいかにされているかの質問に対し、少人数学習を取り入れている。これは数学の授業が中心ですが、基礎的な授業と応用的な授業の2つに分けるとか、単純に2つに分けるとか、少人数での特性を生かしたきめ細かな指導に努めていると説明がありました。

町長から、部活動の状況について地域移行はどのようになっているのかの質問に対し、テニス部は県大会にも出場しており、やまびこクラブで地域の方にコーチをしていただいている。バスケット部はスポーツ少年団の2人の指導者にお願いしている等々の

地域の方との指導をお願いしているという答弁がございました。

また、委員から、中間テストがなくなったのはどうしてかの質問に対し、1学期は授業日数も少なく、範囲も少ないことから、中間テストは行わず単元テストを実施しているという答弁がございました。

委員から、不登校の状況についての質問に対し、4月から全く来ていないという子どもはおりません。来づらい子どもはいますし、別室に登校している子どももおります。先ほど申しました、冒頭言いましたように、一日も来ていない生徒はいませんとの答弁がございました。

モルックの実技指導を中央公民館「結いの森」で受けました。生涯学習課の職員からモルックのルール等について説明を受け、2チームに分かれて対戦をいたしました。

最後に、全体を通しての質問ということで、委員から、Y O B I S H I とはどのような団体なのかとの質問に対し、主に多賀の食文化を調査し、それを普及啓発するという団体であり、文化庁の100年フードで、滋賀県でも初めて登録をされた団体ですという答弁がございました。

委員から、一富士フードサービスに給食委託されているが、地元産食材の活用は町産か圏域か県なのかの質問に対し、お米に関しては100%多賀町産ですと。他の食材に関しては、業者が食品衛生基準を重視しているので、J A などを通じて多賀の農家が作られた食材を購入してもらうことなどを進めていると答弁がありました。

委員から、博物館の臨時学芸補佐員と図書館長はどのような経歴の方なのかの質問に対し、博物館の臨時学芸補佐員は元学校の教員で、地学関係の知識をお持ちで博物館の化石発掘体験の補佐などをサポートしていただいた方です。図書館長は、元長浜市の図書館長をしておられ、経験豊かな司書の経歴のある方ですと答弁がありました。

委員から、博物館長はささゆりコンサート開催委員会の委託先となっているが、博物館の館長と事業の受託は良いのかとの質問に対し、委託料でなく、団体の運営に関する補助金となっていますとの答弁がありました。

委員から、敏満寺の歴史民俗資料館は今後どのようにするのかとの質問に対し、滋賀県で一番最初にできた資料館で、活用の是非について検討していくが、今後、胡宮神社周辺が町の新たな玄関口になる可能性もあることから、地域の活性化も含め、検討していくとの答弁がありました。あわせて、老朽化とアスベストの問題があるとのことでございました。

以上で閉会中における総務常任委員会の調査を終了いたしましたので、結果報告いたします。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

5月20日午後1時30分より、委員全員と議長、執行者側より町長、飯尾地域整備課長、岸本地域整備課長補佐および担当係長の出席を求め、委員会を開きました。

地域整備課所管について、令和6年度地域整備課所管の道路河川系事業および前年度からの繰越事業、令和6年度上下水道事業、令和6年度湖東土木事務所所管土木事業について説明を受けました。

令和6年度地域整備課所管の道路河川系事業について、（1）多賀スマートインターアクセス道路上り線では工事費、NEXCO事業負担金、借地料です。（2）改良工事では多賀本町向山町線の現道拡幅、佐目南後谷線の法面保護工事、久徳四手線側溝改良工事。（3）通学路では、多賀四手線、土田四ツ屋線、敏満寺本線の3路線の路面標示等、また、岡山団地神田線は舗装工事です。（4）交通安全対策では、土田東出北出線、富之尾一号線、敏満寺富之尾線（集落内）の3路線の区画線工事、（5）道路維持補修では、栗栖多賀線ほか5路線、富之尾一号線ほか2路線、絵馬通り線補修、これは継続です。（6）町事業急傾斜では、萱原地区第3工区の落石防護、（7）地籍調査では、多賀地区、梨ノ木地区です。（8）橋梁の長寿命化は、5年に1回橋梁を総点検するもので、令和7年には修繕計画を策定をするものです。

次に、前年度からの繰越分についてです。（1）多賀スマートインターアクセス道路上り線では、事業負担金、土地借地料、工事費です。（2）通学路では、多賀月之木線の交差点改良、路面標示等、岡山団地神田線の歩車道境界ブロック、そして水路工、（3）橋梁長寿命化では、全域の橋梁総点検委託であります。

次に、令和6年度上水道事業について、（1）老朽管更新事業として、多賀地区配水管第1工区布設替工事、猿木地区配水管布設替工事、（2）施設整備は、檜崎地区舗装本復旧工事、県道多賀醒ヶ井線舗装本復旧工事、町道多賀四手線舗装本復旧工事、（3）移設補償では、四手川橋配水管移設工事であります。

令和6年度湖東土木事務所所管土木事業計画（概要）についてです。

湖東土木事務所の道路関係では、（1）県道多賀醒ヶ井線（スマートインターチェンジ）補助道路整備事業での文化財調査、改良工事、（2）県道多賀永源寺線樋田地先の補助道路整備事業での路線測量、用地測量、（3）国道307号多賀、敏満寺の補助道路整備事業での構造物予備設計、用地測量であります。維持補修については、（1）国道306号多賀久徳工区の橋梁詳細設計および用地測量、用地買収、（2）国道306

号大君ヶ畑地区での法面对策、落石対策、（３）国道３０７号福寿橋耐震補強工事であります。

河川関係では、（１）みずべみらい再生事業では犬上川、佃川、太田川の竹木伐採、浚渫、護岸工事、改良工事では芹川、犬上川の護岸工事であります。（２）砂防関係では、急傾斜地崩壊対策事業などであります。（３）芹谷地域振興事業では多賀醒ヶ井線補助道路整備事業などあります。

以上の事業概要説明の後、多賀スマートインター事業上り線、そしてまた町道多賀本町向山町線改良工事予定の現地視察を行いました。多賀スマートインター上り線の工事現場においては、中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター工事担当課長青木氏から工事概要と進捗状況などの説明を受けました。次に、町道多賀本町向山町線改良工事は、幅員４ｍ、水路溝５０ｃｍで、延長７０ｍの工事を行う旨の説明を受けました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

３路線の通学路、路面標示についての質疑に対し、①多賀四手の路面標示については、多賀四手線の信号から中学校の登校坂付近の通学路の安全確保のための道路標示を考えており、公安委員会との調整をしながら進めていきたいと考えている。②土田四ツ屋線の路面標示については、名神と太田川が交差している部分、そこが通学路となっており、路面標示が薄くなっているため、舗装補修を行いつつ、通学路面標示の白線、緑の線、外側線を引き直すことを考えている。③敏満寺本線の路面標示については、名神尼子付近から敏満寺方面に向け、舗装補修を２年前から順次行いながら、外側線を直し、かつグリーンベルトの表示を行う予定をしておりますとの答弁がありました。

次に、みずべみらい再生事業の敏満寺太田川の土砂撤去工事について、敏満寺の排水路の土砂吐けが詰まり、その土砂の一部が太田川に流れていっているのが現状である。付帯工事などで土砂吐けを撤去できないのかとの質疑に対し、一度現地を視察し、地元がするものか県湖東土木事務所と相談して調整をしていきたいとの答弁がありました。付帯工事として、県湖東土木事務所に要望してほしいとの意見が出されました。

次に、町道多賀本町向山町線の拡幅工事について、工期はいつ頃かとの質疑に対し、令和５年度において測量設計業務を発注しております。業務が完了し、令和６年度に積算業務を行い、本年６月４日の契約審査会に諮り、６月１０日頃には一般競争入札の案内、６月末頃に契約できる方向で検討していると。業者に側溝２次製品が入荷できるのか、材料確認の問合せをし、地元の多賀区への説明の後、７月下旬頃に工事着手を行い、９月末を目途に工事完了を考えているとの答弁がありました。

次に、橋梁長寿命化についての質疑に対し、町管理の橋梁が約１５０橋であり、令和６年度に全て点検を終えなければならないことになっている。５年に１回の点検であり、令和５年度の補正予算分と令和６年度予算との合算で６年度末までに橋梁の点検を終える計画をしているとの答弁がありました。

多賀スマートインター上り線の飛球対策は最終的にどうなったのかとの質疑に対し、飛球対策について、令和５年度は範囲と工法を検討する業務を東洋技研コンサルタント株式会社に委託し、成果がまとまっております。現在、詳細設計を同じく東洋技研コンサルタントに委託しており、工事費の積算業務をしているところです。

ゴルフ場に接する道路が完了し、その部分に飛球する玉の数を精査した上で、防球ネット、幕シェルター、遮音壁等の対策が必要となります。最大延長８ｍ、高さ２ｍの壁を考えており、その他幕シェルター２６ｍ、ネット自体の高さは１４．９ｍから７ｍになるとの答弁がありました。

以上で閉会中における産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で１０時２５分とします。

（午前１０時１２分 休憩）

（午前１０時２４分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７ 「同意第３７号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第３７号 「多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、町内の住民で納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、令和３年６月２７日から当委員としてご尽力いただいております土坂淳子氏の任期が令和６年６月２６日をもって満了することとなり、同氏の意思を尊重して、今期限りで退任していただくことといたしました。任期中は、熱意を持って職務にご尽力賜りました功績に対しまして、深く感謝の意を申し上げる次第でございます。

後任者として、人格が高潔で、地方自治の本旨と行政に関して優れた識見をお持ちの五十嵐真砂代氏を適任者と考え選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第３７号 多賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、同意第３７号は同意することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第８ 「承認第３８号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第３８号 専第２号 多賀町税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年３月３１日をもって専決処分させていただきましたので、同条３項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和６年２月２１日、地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月３０日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正は、特別税額控除、定額減税に係る規定の新設、追加でございます。

議案書の３ページをお願いします。

第３４条の７第１項は、寄附金税額控除について、公益信託の見直しに伴う所得税法の見直しに伴い、規定を改正するものです。

第５１条は、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

第５６条は、固定資産税の非課税の範囲について、私立学校法の見直しに伴い規定を整備するものです。

第７１条、第１３９条の３は、固定資産税、特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規程を追加するものです。

付則第４条の２は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、条例の性格を踏まえ、削除するものです。

付則第 5 条の 2 は令和 6 年能登半島地震災害に係る損害控除額等の特例に係る規定を新設するものです。

議案書の 4 ページをお願いします。

中ほどになります。付則の第 6 条は、法規定の条ずれに伴い改正するものです。付則第 7 条の 5、付則第 7 条の 6。

議案書の 6 ページをお願いいたします。

上から 5 行目の付則第 7 条の 7。

議案書の 8 ページをお願いします。

下から 2 行目の付則第 7 条の 8 は、本年度から実施されます定額減税について、令和 6 年度分の個人町民税の定額減税、個人町民税の納付通知書に関する特例、公的年金等に係る所得に係る個人住民税に関する特例。令和 7 年度分の個人町民税の定額減税に係る規定を新設するものです。

議案書の 9 ページをお願いします。

上から 4 行目の付則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係ります町民税の課税の特例について、定額減税額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読替規定を追加するものです。

付則第 10 条の 2 は、特定バイオマス発電設備、滞在快適性等向上施設等の固定資産に対する固定資産税の課税標準について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するものです。

付則の 10 条の 3 は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、要件に該当すると認められる場合は、特例を適用できるとする規定を新設するものです。

議案書の 10 ページをお願いいたします。

上から 4 行目、付則第 11 条から付則第 15 条は、固定資産税の特例について、令和 8 年度まで延長するものです。

付則第 16 条の 3 第 3 項から、付則第 17 条第 3 項、議案書の 11 ページをお願いします。

上から 4 行目の付則第 18 条第 5 項から付則 20 条の 3 第 5 項は、定額減税の対象となる所得割の額について、上場株式等に係る配当所得、土地の譲渡等に係る事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式、一般株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得、特例適用利子および特例適用配当、条約適用利子および条約適用配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

付則につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、経過措置を規定するものでございます。多賀町税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第３８号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、承認第３８号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第９ 「承認第３９号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第３９号 専第３号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和６年１月２６日に公布、同年４月１日から施行されることに伴い、改正するものでございます。

議案書の１４ページをお願いいたします。

第２条は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の２２万円から２４万円に引き上げるものでございます。

第２３条は、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行の２９万円から２９万５,０００円に、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行の５３万５,０００円から５４万５,０００円に引き上げるものでございます。

付則につきましては、令和６年４月１日から施行し、適用区分を規定するものでございます。

多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 39 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第 10 「承認第 40 号 専決処分事項（令和 5 年度多賀町一般会計補正予算（第 11 号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「承認第 40 号 専第 4 号 令和 5 年度多賀町一般会計補正予算（第 11 号）」について、ご説明申し上げます。

議案書 17 ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、第 1 条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から 9,181 万 3,000 円を減額し、最終予算は歳入歳出 57 億 6,072 万 6,000 円となったものでございます。

この補正予算は、年度末におきまして例年どおり歳入歳出ともに各款において精算補正を行った上で収支額の調整を図ったもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、去る 3 月 31 日付をもって専決処分させていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

第 2 条の繰越明許費は、23 ページ、第 2 表の繰越明許費の追加でございまして、多賀町障害者社会福祉施設整備事業として、八重練地先に整備されております障がい者グループホームへの建設補助について、建設工期が延長されたため 512 万 5,000 円を次年度に繰り越したものでございます。

次に、第 3 条の地方債補正は、24 ページ、第 3 表の地方債の変更でございまして、多賀小学校の整備工事について、契約額で調整し、限度額を減額補正しております。

次に、28 ページ、歳入から事項別明細書にて、主なものについてご説明申し上げます。

10 款の地方譲与税から 30 ページ、37 款の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金まで、それぞれ額の確定により既定予算額を調整したものでございます。

中でも、25 款の地方交付税は、特別交付税の額が確定し、9,565 万 9,000 円を増額して、最終 2 億 9,565 万 9,000 円の交付を受け、令和 4 年度交付額より約

1,500万円の増額となりました。これは、スマートインターチェンジの整備や都市公園整備関連で、特殊事情が反映されたものと考えております。交付税総額では15億7,838万8,000円でうち普通交付税は12億8,272万9,000円の交付を受けております。

31ページ、50款の国庫支出金から33ページの55款県支出金までは、事業実績に基づき、補助金の調整を行い、国庫支出金では計3,700万円の減額、県支出金では計1,601万4,000円を減額しております。

65款寄附金はふるさと納税分の精算でございまして、年度末まで寄付が好調であり、全国から9,195名の方からご寄付を頂きました。結果、2億7,160万円の寄付額となり、令和4年度と比べ約1億8,500万円の増加となりました。

34ページ、70款繰入金では、公共施設等維持管理基金繰入金については、事業実績により350万円を減額し、社会福祉基金繰入金につきましては、福祉医療、小中学生分について給付が増額となったため、323万円を増額しております。

75款繰越金は、令和4年度決算における実質収支額3億3,128万7,000円を全額精算したものでございます。

80款諸収入では、収入実績に合わせ、計2,367万7,000円を減額いたしました。

85款町債につきましては、第3表の地方債補正のとおり290万円を減額しております。

続いて、歳出につきまして、主なものをご説明いたします。

36ページをお願いします。

10款総務費では、それぞれの事業で精算を行い、減額補正しております。特に、7目特別定額給付費につきましては、国からの制度上、繰越明許費が認められませんでしたので、令和5年度予算からは1,809万7,000円を減額し、令和6年度4月臨時会において必要額を改めて、令和6年度予算として補正予算をお願いし、対応をさせていただいたものになります。総務費総額として4,307万円を減額しております。

次に、38ページ、15款民生費では、それぞれの事業実績により精算しており、特に39ページから40ページ、保育所費、認定こども園費について、運営実績から減額し、民生費総額で6,991万7,000円を減額しております。

40ページからの衛生費におきましては、保健事業費での各種がん検診やワクチン接種委託料、42ページの塵芥処理費、廃棄物関係の広域行政負担金などを精算し、衛生費総額で2,412万7,000円を減額しております。

25款農林水産業費におきましても、事業費の精算をし、1,257万1,000円の減額。

44ページ、30款商工費につきましても、物価高騰対策事業の精算等で324万円を減額いたしました。

44ページからの35款土木費では、除雪対策費や道路改良工事の精算追加に3,123万9,000円の増額、下水道事業への繰出金につきましては、下水道料金の増加等で1,010万円を減額し、土木費総額で1,805万1,000円を増額しております。

45ページ、40款消防費では、常備消防費での彦根市消防への委託料の精算で、総額2,117万4,000円を減額しております。

46ページ、45款教育費では、工事費の精算や児童生徒援助費の減額など、小中学校費、社会教育費、合わせて総額1,340万1,000円を減額いたしました。

47ページ、50款災害復旧費では、事業費精算により151万円を減額し、55款公債費では、利子の精算で575万円を減額しております。

最後でございますが、60款諸支出金では、本補正での収支を調整し、多賀町まちづくり基金ではふるさと納税分について、歳入補正分の2分の1、580万1,000円を積み立てるとともに、今後を見据え、公共施設維持管理基金に2億6,272万1,000円を積み立てるものでございます。

以上、令和5年度最終予算となります多賀町一般会計補正（第11号）、専決処分事項の報告とさせていただきます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第40号 専決処分事項（令和5年度多賀町一般会計補正予算（第11号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、承認第40号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第11 「承認第41号 専決処分事項（令和5年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第４１号 専第５号 令和５年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年３月３１日付をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の４９ページをお願いします。

今回の補正は、保険給付費の額および国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴う予算措置等を行ったもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ４，０７０万円を減額し、歳入歳出それぞれ８億８，２２０万３，０００円とするものでございます。

５４ページをお願いします。

事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

２５款５項１０目５節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費が減額したため、県交付金も減額することに伴い、３９５万円減額、１０節の保険給付費等交付金、特別交付金は特定検診等受診率向上対策事業に不用額が出たため、県交付金を減額することに伴い、１２０万円減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

議案書の５５ページをお願いします。

１０款５項５目の一般分療養給付費は、保険給付費の減額に伴い２，２００万円減額、１５目の一般分療養費は、保険給付費の減額に伴い、１５０万円減額するものでございます。１０項の高額療養費は、高額療養費の減額に伴い１，６００万円減額するものでございます。

２６款の保健事業費は、特定健診等受診率向上対策事業委託料に不用額が出たことに伴い、１２０万円減額するものでございます。

令和５年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第４１号 専決処分事項（令和５年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第３号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、承認第４１号は承認することに決

定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第12 「承認第42号 専決処分事項（令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「承認第42号 専第6号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書57ページをお願いいたします。

今回、令和5年度の介護保険事業の実績に伴い、歳入歳出額の過不足を精算させていただくもので、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1,055万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億8,489万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。

議案書62ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款介護保険料の第1号被保険者保険料につきましては、当初見込みより65歳以上である第1号被保険者数が多かったことにより200万円の増額となりました。

また、介護給付費の実績に伴いまして、15款国庫支出金、介護給付費負担金につきましては、居宅介護サービス給付費等の給付費分の20%と、施設介護サービス給付費分の15%の負担率相当額を合わせて345万円の減額でございます。

次に、調整交付金ですが、これは給付費の5.5%の交付率相当額となりますが、115万5,000円の減額。

20款支払い基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護給付費交付金で、介護保険給付費の27%相当額567万円の減額でございます。

63ページに移りまして、介護給付費県負担金は、居宅介護サービス給付費等の給付費分12.5%と、施設介護サービス給付費分の17.5%の負担率相当額となりますが、合わせて337万5,000円の減額。一般会計繰入金の介護給付費繰入金は、町負担分12.5%相当額、262万5,000円を減額、その他の一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金300万円を減額、合わせて562万5,000円を減額いたします。基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は828万1,000円を予定しておりましたが、不用となりましたので、全額を減額いたします。繰越金につきましては1,5

００万円を増額し、受け入れます。

次に、６４ページ、歳出についてご説明申し上げます。

５款総務費につきましては、先ほど歳入で事務費繰入金を減額した３００万円のうち、一般管理費に充当する１５０万円を減額。

介護給付費の介護サービス等諸費は、要介護１から５に該当する介護認定者の各種介護サービス給付費の実績それぞれについて増減があり、１，０００万円の減額補正をさせていただきます。

内訳につきましては、まず、居宅介護サービス給付費では、多くの居宅サービス給付費が増加した中で、特にデイサービスやショートステイの給付費が見込みより上回ったため、８００万円を増額。地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型通所介護サービスや地域密着型通所介護サービスの給付費が当初見込みより下回り、３００万円の減額。施設介護サービス給付費は、特に介護老人福祉施設と介護医療院サービスの給付費が当初見込額より減少し、１，５００万円を減額させていただくものです。

高額介護サービス費につきましては１００万円の減額。

６５ページに移りまして、市町村特別給付費につきましては、紙おむつの給付をするものでございますが、登録者および申請件数ともに前年度より増加し、１０万円の増額。

次に、特定入所者介護サービス費、これは施設入所等の場合の低所得者への食費と居住費の補足給付ですが、施設介護サービスの給付費の減少に伴い１，０００万円を減額。

地域支援事業費につきましては、先ほど歳入で事務費繰入金を減額した３００万円のうち、介護予防・生活支援サービス第１号事業費に充当する１５０万円を減額いたします。

介護給付費準備基金積立金につきましては１，０３４万４，０００円を基金に積み立てます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第４２号 専決処分事項（令和５年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）」の承認を求めることについては、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、承認第４２号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第１３ 「承認第４３号 専決処分事項（令和５年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第４３号 専第７号 令和５年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和６年３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の６９ページをお願いします。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う予算措置を行ったものでございます。

７３ページをお願いします。事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

５款５項の後期高齢者医療保険料は、広域連合負担金（保険料分）の増額に伴い２５０万円増額するものでございます。

１５款５項１０目の保険基盤安定繰入金は、広域連合負担金（基盤安定繰入分）の確定に伴い２５０万円減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。議案書の７４ページをお願いいたします。

１０款５項５目の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合納付金の額の確定に伴い、広域連合負担金（保険料分）を２５０万円増額、広域連合負担金（基盤安定繰入分）を２５０万円減額するものでございます。

令和５年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についての説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第４３号 専決処分事項（令和５年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号））の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立

願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、承認第43号は承認することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第14 「報告第44号 令和5年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「報告第44号 令和5年度繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

75ページをお願いいたします。

令和5年度の一般会計の繰越事業につきましては、総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費、災害復旧費、合わせて13事業で、総事業費1億5,482万6,000円のうち1億3,237万3,000円を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので、ご報告させていただきます。

それぞれの事業の進捗に合わせ、議決いただいた金額の範囲内で繰越額を確定させ、それぞれ財源について調整したものでございます。

まず、総務費では、戸籍情報システムおよび住民基本台帳・戸籍附票システムの改修で、それぞれ氏名に振り仮名を付すためのシステム構築で、令和7年3月を完了予定としております。

民生費、障害者社会福祉施設整備事業につきましては、工期の遅れから繰越しをさせていただきました。現時点の進捗として、既に工事が完了し、6月より開設をされております。また、子ども子育て支援事業計画策定事業につきましては、令和7年3月に完成予定であり、衛生費の健康増進計画、食育推進計画策定事業についても、令和7年3月を完了予定としております。

コロナワクチン接種対策事業につきましては、最終の支払いや機材の処分を進めており、6月末に完了予定でございます。

土木費では、スマートインターチェンジ上り線の整備事業、橋梁点検事業、町道岡山団地神田線通学路安全対策事業につきましては、令和7年3月末の完了を予定し、町道多賀月之木線ほか通学路緊急対策事業につきましては、令和6年9月末を完了予定として進めております。都市公園の整備事業につきましては間もなく完了し、6月中にオープンを予定しております。

教育費の多賀のワニ化石企画展事業につきましては、4月7日に事業を終了いたしま

した。

最後に、災害復旧費、林道施設の災害復旧事業につきましては、令和5年8月の豪雨により被害を受けた林道権現谷線の復旧工事で、6月末に完了する予定であります。

なお、財源内訳につきましては、国・県の補助金や地方債の特定財源と一般財源に分けて明記しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第44号 令和5年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第15 「報告第45号 令和5年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「報告第45号 令和5年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書76ページをお願いいたします。

令和5年度多賀町水道事業会計予算におきまして、その一部を繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものでございます。

初めに事故繰越額についてです。水道会計予算は水道事業費用の営業費用となり、事業名は施設不良箇所として498万3,000円で、繰越財源としましては、自己資金を充当するものでございます。

事業の内容としまして、主に川相浄水場にあります膜処理設備のほか各施設の電気計装設備等の修繕を行うものであり、修繕予定の部品の入荷が遅れているため繰越しを行ったものでございます。なお、工事完了は8月末を予定をしています。

次に、建設改良費の繰越額につきましては、水道会計予算は資本的支出の建設改良費となり、事業名は中川原水源地他2地区取水ポンプおよび流量計更新工事として2,027万3,000円で、繰越財源としましては、損益勘定留保資金2,027万3,000円を充当するものでございます。

事業の内訳としましては、中川原水源地の取水ポンプ1台と水位計の更新ならびに敏満寺浄水場の送水管用の流量計1台、川相浄水場の送水管用流量計1台、そして川相配水地の配水管用の流量計1台、計3台分の更新を行うものであります。ポンプおよび流量計の入荷が遅れているため、繰越しを行ったものでございます。なお、工事完了は8

月末を予定しています。

次に、下段の資本的支出の建設改良費では、事業名は敏満寺地区（スマートインター関連）配水管移設工事として１，２４５万円で、繰越財源としましては、損益勘定留保資金１，２４５万円を充当するものでございます。

事業の内容としましては、県が施行しています県道佐目敏満寺線の付け替え工事が完了していないため、繰越しを行ったものでございます。なお、工事完了は１１月末を予定しております。

以上、報告に代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第４５号 令和５年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第１６ 「議案第４６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第４６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

本条例について、マイナンバーを情報連携する事務について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第２を引用していましたが、法改正により廃止されましたことから、この法改正に合わせた条例改正を行うものでございます。

議案書の７７ページをお願いします。

第２条は、定義に特定個人番号利用事務、利用特定個人情報を加えるものでございます。

第４条は、個人番号の利用範囲において、番号法別表第２には、マイナンバーを情報連携する事務について定められておりましたが、法改正により別表第２が廃止され、その内容が主務省令で定められることにより、引き続き情報連携が可能になることに伴い、「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人情報利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

本条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第４６号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第１７ 「議案第４７号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第１８ 「議案第４８号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第１９ 「議案第４９号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、日程第２０ 「議案第５０号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第４７号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第４８号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第４９号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第50号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」、これらの条例につきまして、関連がありますので、一括してご説明をさせていただきます。

議案書は78ページから95ページでございます。

今回の改正は、介護サービス事業の基準について、省令の基準を踏まえて市町村の条例で定めることとされており、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、影響のある4つの条例の一部を改正する必要があるため、提案させていただくものです。

第47号議案につきましては、要介護者が介護サービスを利用できるようにサービス計画を作成するための居宅介護支援等の事業について。第48号議案につきましては、地域密着型サービスのうち介護給付を行うサービスについて。また、第49号議案につきましては、地域密着型サービスのうち介護予防給付を行うサービスについて。第50号議案につきましては、要支援者が介護予防サービスを利用できるようにサービス計画を作成するための介護予防支援等の事業についての条例であり、今回の主な改正内容の概要としましては、1点目は介護療養型医療施設の廃止に伴う規定の整備、2点目は人員基準の緩和、3点目は身体的拘束や新興感染症および緊急時に係る対応についての明確化、4点目は利用者の状況把握について、テレビ電話等、ICTの利用を可能とすること、そのほかは文言の修正等を行うものでございます。

なお、この改正は令和6年4月1日から施行するものでございますが、重要事項の揭示に係る規定と身体拘束等の適正化に係る対応に関しては、令和7年3月31日まで努力義務とする経過措置が取られています。

さらに、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置、および協力医療機関との連携に関する対応につきましては、令和9年3月31日までを努力義務とする経過措置が取られています。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより4案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「議案第47号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第４７号 多賀町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第４８号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第４８号 多賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第４９号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第４９号 多賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

これより「議案第５０号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第５０号 多賀町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第２１ 「議案第５１号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君） 「議案第５１号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

本条例は、国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによる書面掲示等のアナログ規制の点検、見直し方針に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）が一部改正されたことに伴い、多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書の９６ページをお願いいたします。

第２３条につきましては、特定教育・保育施設における運営規程の概要等の重要事項について、当該施設への掲示に加え、インターネットでの公開が義務づけられたため、見出しおよび条項を改めるものでございます。

第５３条第２項第２号につきましては、特定教育・保育施設が各種書類の提出や交付の際に利用します電磁的手段につきまして、これまではフロッピーディスクやＣＤ－ＲＯＭ等の具体的な媒体の記述がなされておりましたが、各種手続のオンライン化の弊害となる等の観点から、特定の媒体の種類を示さない規定に変更されたため、改正を行うものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第51号 多賀町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第22 「議案第52号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第52号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第2号）について」、ご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。

令和6年度に入りまして間もない時期ではございますが、コロナウイルスワクチンの接種や多賀小学校の改修工事など、早急に対応する必要が生じたので、補正予算措置のお願いをするものでございます。今回の補正につきましては、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,581万8,000円を追加し、歳入歳出57億1,391万円とするものでございます。

補正内容につきましては103ページ、歳入からご説明いたします。

まず、50款国庫支出金では、戸籍システムの改修や児童手当制度の改正に伴う補助の受入れと、教育費では今年度の補助金の内示額に合わせて減額し、総額で399万7,000円を追加計上しております。

55款県支出金では、林業費は、林道整備に係る補助および教育費で、不登校対策に係る補助を受け入れ、合わせて146万円を追加するものでございます。

70款、基金繰入金は、多賀小学校の改修工事に係る財源として、公共施設等維持管理基金より2,640万円を繰入れし、75款2,563万9,000円は、今回の補正に要する財源として充当するものです。

104ページ、80款諸収入ではコロナワクチン接種助成金として820万円を受け

入れるほか、林道施設負担金１２万２,０００円の受入れと合わせて、それぞれ関係機関より８３万２,０００円を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。１０５ページをお願いいたします。

１０款、総務費では、児童手当制度の改正による職員給与管理システムや戸籍システムの改修で、総務管理費および戸籍住民基本台帳費、合わせて３４４万円、町税の過年度還付金３００万円を追加させていただき、計６４４万円の追加をお願いするものです。

１５款民生費では、社会福祉総務費では、社会福祉協議会への役場職員派遣に伴う補助金について、不用額となる４４万９,０００円を減額し、１０６ページ、児童福祉費での児童手当制度の改正による対応で４１万７千円の追加、認定こども園費では、大滝たきのみやこども園の施設補修工事４万６千８,０００円を追加させていただきたく、民生費総額７０万３,０００円の追加をお願いするものです。

２０款衛生費では、額の大きなものとして、保健事業費での６５歳以上の方や６０歳から６４歳の重症化リスクのある方を対象にしたコロナワクチン接種関連で１,３３万４千３,０００円や、１０７ページ、環境衛生費での湖東広域衛生管理組合への負担金１２万１,０００円の追加等で衛生費総額１,４７万６千３,０００円の追加をお願いするものです。

２５款農林水産業費では、農業費では、パイプハウスの設置補助で１２万７,０００円、土地改良事業対策費での農業用水路の長寿命化への補助で１４万７,０００円、１０８ページ、林業費での林道維持補修工事２万８千９,０００円など、農林水産業費合わせて５５万８千円の追加をお願いするものです。

消防費では、集落における消火栓設備の点検結果を受け、ホースの老朽化や更新時期を過ぎているものが多くあることが判明し、早急に更新を進めていただくため、消防施設費での集落への補助で４万６千６,０００円の追加、また、災害対策費では、能登半島地震への被災地域への職員派遣に係る費用として旅費等７万１千４,０００円を追加し、計５万３千８,０００円をお願いするものです。

４５款教育費では、１０８ページから１０９ページ、教育振興費で、不登校やフリースクールへの対応として３６万円、学校管理費では、多賀小学校における改修工事費で２万９千５,０００円の追加をお願いし、文化財保護費では、文化財地域計画事業に係る国庫補助の内示額に合わせ、３万６千１,０００円の減額。

１１０ページ、海洋センター費では、Ｂ＆Ｇ海洋センターでの救護室の設置費２万９,０００円、また、あけぼのパークにおける障がい者雇用における費用２万８千７,０００円の追加など、教育費総額２万８千９,０００円の追加をお願いするものです。災害復旧費では、町道甲頭倉線において、冬場の積雪や降雨によって法面が崩れており、早急に修繕いたしたく３万９千６,０００円の工事費の追加をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５２号については、議長を除く９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第５２号は、９人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会において、委員会条例第８条第２項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩します。

再開は議場の時計で１３時とします。

（午前１１時４４分 休憩）

（午後 １時００分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に８番、山口久男議員、副委員長に４番、近藤勇議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第２３ 「議案第５３号 令和６年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第５３号 令和６年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の111ページをお願いします。

今回お願いします補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修。国保課税状況調べに係るシステム改修、国保情報データベースシステム改修に係る負担金、令和5年度社会保障税番号制度システム整備費補助金額が確定し、その精算として国に返還するため補正するものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出509万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億6,296万1,000円とするものでございます。

議案書の116ページをお願いします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

15款10項40目の総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費用490万4,000円を受け入れるものです。

25款5項10目の保険給付費等交付金は、特別調整交付金分として、国保課税状況調べに係るシステム改修費用、国保情報データベースシステム改修費用16万5,000円を受け入れるものです。

45款5項10目のその他繰越金は、令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金額が確定し、その精算として国に返還するため2万1,000円を計上するものです。

議案書の117ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目12節の委託料は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修、国保課税状況調べに係るシステム改修委託料として506万2,000円。18節の負担金補助及び交付金は、国保情報データベースシステム改修負担金として7,000円の補正をお願いするものです。

35款5項5目の償還金は、令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金額が確定し、その精算として国に返還するため2万1,000円の補正をお願いするものです。

令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） 今、課長の方から説明受けました。マイナンバーカードと健康保険証のひもづけをするシステムを改修する費用、これは全額国の補助ですので、国の負担金ですので、多賀町がそれを受け入れるということはできないと思いますけれども、ただ、今現行の健康保険証を残してほしいという声もかなり聞いておりますし、例えば保険協会とかのお医者さんとかも、特に診療所を開設されているお医者さんも、現行の

健康保険証の方が使い勝手もいいんだと、それを全部なくしてしまうということについて、反対の声も上がっております。

今現在、そこでお聞きしますけれども、多賀町のマイナンバーカードと健康保険証をひもづけされている数といいますか、比率とかというのは分かりますか。そして今後の、これは国の制度ですので、いずれなくしたときに町民の方のいろんなご意見等も出てくるかと思えますけれども、その辺のところ辺の今後の対応についてどのように考えておられるのか。私も産建の方に入っておりますので、総務常任委員会の方で審査をされると思えますけれども、本会議ですので、改めてその点についてお聞きをしたいと思えます。課長の方からの説明を求めます。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） 山口議員の質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードと保険証のひもづけの数について把握しているかということなのですが、今のところ資料を用意できておりませんので確認させていただいてお返事させていただくという形でお願いしたいと思っております。これからの対応につきましても、書類を整理させていただいて、回答させていただくという形でお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 今、確認できますか。

小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） マイナンバーカードの保有者数は確認できるんですが、保険証とひもづけされている人数は把握できないので、確認させていただく時間を頂きたいと思えます。

○議長（菅森照雄君） どれぐらいかかりますか。

○税務住民課長（小菅俊二君） すぐには出ないので、確認させていただく時間を頂いてよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

（午後 1 時 0 7 分 休憩）

（午後 1 時 1 4 分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） 山口議員の質問にお答えいたします。

先ほどのマイナンバーカードと保険者証のひもづけについてでございますが、町としましては、国民健康保険にひもづけておられる方のみということで把握しております。被保険者数が 1,400 でございまして、このうち健康保険証にひもづけておられる方が 990 人ということで、率にしますと 70.71%ということになります。

もう1点、今後の動向なんですが、健康保険証の廃止については、国の方で決められている方針でございますので、その意向にのっとって、町としても進めてまいりたいと考えています。12月で健康保険証は切替えになって、資格者証というのに切り替わりますので、そちらについても、事務がしっかり行えるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 8番、山口久男議員。

○8番（山口久男君） ありがとうございます。私、急に数字を申して、最初から聞いたらよかったですけれども、思い出しました。マイナンバーカードというのは、ご承知のようにこれ、任意取得です。私も、これまでマイナンバーカードを取得しておりません。マイナンバーカードを取得されない方もおられるわけです。その場合は、資格証明書を発行して、健康保険証の代わりにするんだということです。資格証明書というのは、あくまでも資格を証明するだけであって、国の方でも大分問題になりましたけれども、今の現行保険証とこの資格証明書と、どう違うのかと。もし仮に資格証明書と現行の健康保険証が同じであれば、わざわざお金、それはシステム改修とかやらなくても、現行の保険証をそのまま存続すればいいのではないのかなというのが率直な、私も町民の方からいろんなご意見聞いたら、そういうお声もたくさん聞いております。健康保険証を、例えばマイナンバーカードを持っていたとしても、現行の健康保険証を見せてくださいと、診療所を行ったら言われたという話も聞いておりますし、健康保険証を廃止する、これは国の方針ですので、課長にとにかく質問する、答弁するあれはないかもわからなくても、何かそういういろんな問題がある。そういう中でもう12月でもう廃止をするんだと、これ非常に町民の皆さんにとってどうなのかと。

先ほど、課長の方の答弁では、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけされているのが70.71%ですと。あとの29%ぐらいの人が、今後どうされるのかということだろうと思います。そのための費用として、今回補正として4,900万余り上がっているんだというふうに思いますけれども、全てが必ず保険証とひもづけされるかどうかともわかりませんし、マイナンバーカードを全部取得されているかどうかともわからないと。今後、その点についてどのように町民の方に説明されるのか、周知されるのか、ちょっとお聞きをしたい。これで質問を終わりますけれども、その点について課長のお考えをよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君） 今の山口議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、資格者証は国の方で取得するようというところで進められている中での今回のシステム改修でございますということで、それ以降の動向につきましては、また国から方向性が今後示されてくるものと考えておりますので、それに従って町としても対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第24 「議案第54号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第54号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の119ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,115万2,000円とするものでございます。

今回の主な補正理由といたしましては、介護保険制度改正による介護保険システム改修についての費用が必要になったため、所要の補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により、124ページの歳入からご説明させていただきます。

15款国庫支出金、介護保険事業補助金につきましては、令和6年8月からの介護保険制度改正に対応するシステム改修費として112万3,000円が必要となり、補助率2分の1の56万1,000円を追加し、受け入れるものでございます。

30款繰入金、その他一般会計繰入金は、システム改修費の町負担分の56万2,000円を事務費繰入金として繰入れするものでございます。

続きまして、125ページの歳出に移らせていただきます。

5款総務費、5目一般管理費につきましては、介護保険制度改正による、先ほど申し上げました令和6年8月からの対応の内容で、介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額および居住費等の負担限度額が変更となり、これらへの対応へのシステム改修が必要となりましたので、システム改修委託料として112万3,000円の増額補正をお願いするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は6月5日午前9時30分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 1時25分 散会）

多賀町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 近 藤 勇

多賀町議会議員 大 谷 重 温